各指定障がい福祉関係事業者 管理者 様

大阪市福祉局総務部総務課長

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課長

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況報告の運用変更について(通知)

平素は、本市福祉行政の円滑な実施にご協力をいただきありがとうございます。

さて、標題につきまして、本市では地震や台風等の災害発生により社会福祉施設等におい て人的・物的被害が発生した場合には、「大阪市行政オンラインシステム(以下「現行システ ム」という。)」を利用して被災状況を報告していただいているところですが、この度、被災 状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した社会福祉施設等への迅速かつ適切な支援 に繋げることができるよう、厚生労働省が運営する「災害時情報共有システム(以下「新シ ステム」という。)」が運用開始されたことから、本市においても<u>被災状況を新システムから</u> 報告していただく運用に変更いたします。

つきましては、次のとおり新システムへの移行を行いますので、<u>各施設・事業所におかれ</u> <u>ましては、関係職員へ周知いただき、事前準備作業を行っていただきますようお願いいたし</u> <u>ます</u>。

記

1 報告対象施設・事業所

【障がい者関係施設】

障がい者支援施設	共同生活援助
短期入所	療養介護
生活介護	自立訓練
就労移行支援	就労継続支援(A型・B型)

【障がい者関係施設(児童)】

福祉型障がい児入所施設	医療型障がい児入所施設
児童発達支援	医療型児童発達支援
放課後等デイサービス	障がい児相談支援

- 2 新システムによる報告について
- 【報告の流れ】



- ① 国が新システムに災害情報を登録
- ② 本市が施設・事業所の災害時緊急連絡先に、被害状況の報告指示をメールにて通知
- ③ 施設・事業所が被災状況を報告

【被災状況の報告方法】

報告対象となる災害が発生した場合は、<u>新システムから各施設・事業所の災害時緊急連絡先にメールが届きます</u>。メール本文に報告用 URL が記載されていますので、パソコンや スマートフォンからアクセスし、被災状況を報告します。(「別紙1」参照) ※新システムのログインに際して、ID・パスワードは必要ありません。

【報告に際しての注意事項】

- 同一所在地において、介護保険サービス及び障がい福祉サービスを提供している施設・ 事業所につきましては、被災状況の報告先が異なりますので、サービスごとに報告して ください。
- ② 同一所在地において、複数の障がい福祉サービスを提供している施設・事業所につきましては、いずれか1つの施設・事業所にまとめて被災状況を報告いただいて差支えございません。
 - 例1)同一所在地で「障がい者支援施設」と「生活介護」を行っている場合
 - → 障がい者支援施設の災害時緊急連絡先に届いた URL から障がい者支援施設と生 活介護の被災状況を合わせて報告
 - 例2)同一所在地で「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を行っている場合
 → 児童発達支援の災害時緊急連絡先に届いた URL から児童発達支援と放課後等デ
 イサービスの被災状況を合わせて報告
- 3 事前準備作業(災害時緊急連絡先の登録)について

新システムの施設情報は、障がい福祉サービス等情報公表システムから連携されますが、 緊急連絡先などの情報については、新システムにて登録いただく必要があります。

災害時緊急連絡先の登録・変更・確認につきましては、別紙2を参照いただき、<u>災害時</u> に新システムからメールが受け取れる連絡先の登録</u>をお願いします。

(例)災害時緊急連絡先①・・・施設・事業所の連絡先を登録災害時緊急連絡先②・・・管理者の連絡先を登録

4 新システム稼働までのスケジュール

	時 期	内容
令和5年度	令和6年2月初旬 2月下旬 3月中旬 (1週間)	本通知文発出 訓練通知文発出 訓練実施
令和6年度	令和6年4月1日	新システム稼働 ※毎年度、少なくとも1回、災害訓練を実施する

※新システム稼働前に地震や台風等の災害が発生した場合、現行システムから被災状況 の報告をお願いします。

- 5 その他
 - ① 災害時緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに最新情報の登録を行ってください。
 - ② 新システムの施設情報は、障がい福祉サービス等情報公表システムから連携されますので、情報公表システムの内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行い、最新情報にしておいてください。 情報公表システムの登録内容の報告等について詳しくは、下記の本市ホームページをご確認ください。

【本市ホームページ:障がい福祉サービス等情報公表制度】

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000602376.html

【お問い合わせ先】 ■ 福祉局における災害発生時の対応・行政オンラインシステ ムに関すること 大阪市福祉局総務部総務課 電話番号:06-6208-9912 ファックス:06-6202-6961 ■ 障がい者支援施設等災害時情報共有システム・障がい福祉 サービス等情報公表システムに関すること 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 電話番号:06-6241-6527 ファックス:06-6241-6608



報告方法の詳細は裏面でチェック!

【<u>被災状況報告指示メール</u>を受信したら・・・?】 2ステップで被災状況報告をお願いします!

で、1日したら・・・? 】 留告をお願いします! .00 簡単な操作で) すぐできる!

自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします



困ったときは・・・

①被災状況報告のメールを紛失したら?

→右記URL(<u>https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do</u>)にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレス または災害時緊急連絡先メールアドレスを入力して、「被災状況登録メール送信」ボタンをクリックすると、メールを受信できます。

②登録されているメールアドレスの変更を行いたい。

→①のURL内のメールアドレス欄に<mark>施設連絡先メールアドレス</mark>を入力して、「施設情報登録メール送信」ボタンをクリックすると、 施設情報更新申請用メールが受信できますのでメール記載のURLから所管自治体へ変更申請が可能です。

別紙2

災害時情報共有システムのメールアドレスの確認・変更する場合下記のURLをクリックしてください。 https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do



緊急連絡先は2箇所まで登録ができます。 変更したい内容を入力してください。[申請]ポタンにより変更申請します。 電話番号とメールアドレスを確認し、変更がなければ申請は不要です。 自治体が確認後に申請内容が反映されます。 そのまま画面を終了してください。 施設サービス名称 災害時緊急連絡先①・・・施設・事業所の連絡先を登録 (例) ④ 変更・追加する電話番号・メール 災害時緊急連絡先②・・・管理者の連絡先を登録 アドレスを入力 災害時緊急連絡先① 携帯電話番号 交更前 変更後 090-0000-0000 090-0000-0000 メールアドレス 空更前 変更後 tesuto001@city.osaka.lg.jp @city.osaka.lg.jp 災害時緊急連絡先② 携帯電話番号 変更前 変更後 090-0001-0000 メールアドレス 容更前 変更後 @city.osaka.lg.jp 非常用自家発電の有無 姿更前 查更後 非常用自家発電なし 非常用自家発電なし